医療DX推進体制整備加算の 算定要件について

厚生労働省保険局医療課

本日の説明会のポイント

① 6月1日から医療DX推進体制整備加算を算定していただきたい (届出は6月3日まで)

②共通ポスターを掲示していただきたい

③電子処方箋はあとでも大丈夫

令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価(イメージ)

・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約4割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

《現行》

《見直しイメージ》

R 6. 6

R 6.12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、

「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診>

<再診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点 2点
- ・マイナ保険証利用あり 1点 1点

※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金



【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「**医療DX推進体制」**を評価

<初診> 8点(歯科6点、調剤4点) 施設要件(例)

- 心以女门(例)
- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で使用できる体制【R6.6~】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6~】 Ex. 窓口での共通ポスターの掲示
- ③マイナ保険証利用実績が一定程度(●%)以上であること【R6.10~】
- ④電子処方箋を発行できる体制(薬局は受け付ける体制)【R7.4~】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10~】

院内掲示要件(ポスター)について

- 令和6年度診療報酬改定で新設された「医療DX推進体制整備加算」の施設基準においては、マイナ 保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組み、その旨を医療機 関・薬局内の見やすい場所に掲示することが要件となっている。
- 当該院内掲示要件を1枚で満たすポスター(次ページ)を作成しているため、活用いただきたい。

【「疑義解釈資料の送付について(その1)」 (令和6年3月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡) (抄)】

問 17 医療 D X 推進体制整備加算の施設基準において、「医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。」とされており、アからウまでの事項が示されているが、アからウまでの事項は別々に掲示する必要があるか。また、掲示内容について、参考にするものはあるか。

- (答) まとめて掲示しても差し支えない。また、掲示内容については、以下の URL に示す様式を参考にされたい。
- ◎オンライン資格確認に関する周知素材について | 周知素材について(これらのポスターは医療 DX 推進体制整備加算の掲示に関する施設基準を満たします。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

【掲示用ポスター】







本人確認

顔認証または 4桁の暗証番号を入力してください。





同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の 利用について確認してください。



(40歳以 F対象) 過去の情報を 利用いたします ることに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管 呼のために使用します。 同意しない・40歳未満

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。









【配布用チラシ】

⚠ ご注意ください!

本年12月2日から 現行の健康保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

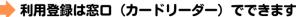
マイナンバーカード

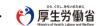
をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方





電子処方箋の要件について

- 令和6年度診療報酬改定で新設された「医療DX推進体制整備加算」の施設基準においては、電子処 方箋の導入が要件とされ、令和7年3月末までの経過措置が設けられている。
- この要件に関して、医療DX推進体制整備加算はマイナ保険証利用を進めることで算定可能であり、 電子処方箋は令和6年6月時点で導入していなくても、令和7年3月末までの経過措置期間中も算 定可能である
 宣、届出の導入予定時期は未定又は空欄で差し支えない

【「疑義解釈資料の送付について(その2)」 (令和6年4月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡) (抄)】

- 問4 医療DX推進体制整備加算の施設基準において、「「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。)に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有していること。」とされており、また、当該施設基準については、令和7年3月31日までの間は経過措置が設けられているが、電子処方箋について、届出時点で未導入であっても、当該加算は算定可能か。
- (答)経過措置が設けられている令和7年3月31日までの間は、算定可能。なお、施設基準通知の別添7の様式 1の6において、導入予定時期を記載することとなっているが、未定又は空欄であっても差し支えない。
- 問5 医療DX推進体制整備加算の施設基準で求められている電子処方箋により処方箋を発行できる体制について、経過措置期間終了後も電子処方箋を未導入であった場合、届出後から算定した当該加算についてどのように考えればよいか。
- (答) 経過措置期間終了後は、当該加算の算定要件を満たさないものとして取り扱う。

医療 D X 推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による 請求が実施されている	
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下 オンライン資格確認)を行う体制が整備されている	
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤 情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処 置室等において、医師等が閲覧及び活用できる体制が整備 されている	
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子 処方箋により処方箋を発行できる体制が整備されている	
5	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	令和 ()年 ()月
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得 される診療情報等を活用する体制が整備されている	
7	マイナ保険証の利用率が一定割合以上である	
8	届出時点における、直近の社会保険診療支払基金から報告された マイナ保険証利用率	()%
9	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	
10	医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等 についてのウェブサイトへの掲載を行っている	

[記載上の注意]

- 1 「5」については、届出時点で電子処方箋を未導入の場合に記載すること
- 2 「6」については、令和7年10月1日以降に届出を行う場合に記載する こと。

届出添付書類の記載方法について(医療機関)





令和6年6月時点では

チェック・記入不要

- 3 「7」及び「8」については、令和6年10月1日以降に届出を行う場合 に記載すること。
- 4 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り、「6」については、 令和7年9月30日までの間に限り、「10」については、令和7年5月31日 までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
- 5 「10」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合について は、この限りではないこと。



医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類

医療DX推進体制整備加算の施設基準

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

• /	
B確認を行う体制がある 。	
The me man in the second in the se	
□導入済み □導入予定(令和 年	月)
口電子薬歴システムを導	入している
電子薬歴システムの(製品名)
6 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療 情報等を活用する体制を有している。	
利用率(小数点1桁まで)% 記載
診療情報、薬剤情報等を 報を閲覧し、活用してい する等、医療DXを通じ いること。	
デラインや薬局におけるサ 用するなどして、サイバ	
	□導入予定(令和 年 □電子薬歴システムを導 電子薬歴システムの (こスにより取得される診療

- 1 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り該当するものとみなす。
- 2 「6」については、令和7年9月 $\frac{30 \text{ H}}{30 \text{ H}}$ までの間に限り該当するものとみなし、それまでの間に届出を行う場合は記載不要。
- 3 「7」については、令和6年10月1日から適用する。利用率の記載については、令和6年9月末までは記載不要。
- 4 「8」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この 限りではない。

届出添付書類の記載方法について(薬局)

電子処方箋を導入していない場合は 「未定」又は空欄でも可

令和6年6月時点では

チェック・記入不要